

令和2年安中市教育委員会 6月期定例会 会議録

日時 令和2年6月24日(水) 午後1時50分から午後2時50分まで

場所 安中市学習の森ふるさと学習館市民ギャラリー

出席者

【教育委員】

委員	金井 裕之
委員	中島 卯
委員	湯本 見千子
委員	佐藤 和子

【事務局】

教育長	竹内 徹
教育部長	高橋 信秀
総務課長	戸塚 政明
学校教育課長	磯貝 博昭
生涯学習課長	萩原 陽子
文化財保護課長	齊藤 勝彦
スポーツ課長	石田 典久

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、こんにちは。

本日は、ご多用のところ、安中市教育委員会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶申し上げます。

◇ 竹内教育長

* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

それでは、以後会議の進行は、教育長にお願いいたします。

◇ 竹内教育長

それでは、ただいまから、令和2年安中市教育委員会6月期定例会を開会します。

次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

前回定例会の会議録の承認について、事務局からお願いします。

◇ 総務課長

総務課長の戸塚です。

前回定例会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略をいたします。

ご承認をいただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

◇ 竹内教育長

何かご意見やご質問等がありますか。

* 委員から意見等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、承認とさせていただきます。

次に、日程第4「諸般の報告」です。本会議の開催前に、配布した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。

あらためて、ご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

* 委員から意見等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、日程第5「議件」に入ります。

報告第7号 安中市学校給食運営委員会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◆ 総務課長

報告第7号について、説明をいたします。

* 「報告第7号」を読み上げた後、

安中市学校給食運営委員会条例第1条では、安中市教育委員会の附属機関として安中市学校給食運営委員会を置くこと、同条例第3条では、運営委員会は委員12人以内で組織すること、同条例第4条では、委員の任期は1年とし、再任されることを妨げないことがそれぞれ規定されています。

資料次ページをご覧ください。

* 資料に沿って、委嘱した者の「氏名」、「所属」、「選出区分」を読み上げた後、

委員12人のうち、6名の方々が新規に委嘱をした方です。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。昨年度、この学校給食運営委員会からは、学校給食の実施方式や運営方式に関して答申をいただきました。新しい委員も加わり、今年度もまた学校給食運営委員会を組織していただくということです。

報告第7号 安中市学校給食運営委員会委員の委嘱について、質疑がありましたら、をお願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、報告第7号 安中市学校給食運営委員会委員の委嘱について、承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第7号 安中市学校給食運営委員会委員の委嘱については、承認されました。

続いて、報告第8号 安中市青少年センター運営協議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◆ 生涯学習課長

生涯学習課長の萩原です。報告第8号について、説明をいたします。

* 「報告第8号」を読み上げた後、

青少年センターは、青少年補導や青少年相談、その他青少年の健全な育成及び非行防止に必要な事業を行っています。安中市青少年センター運営協議会は、青少年センターの円滑な運営を図るため、安中市青少年センター条例第4条の規定に基づいて設置されています。同条第2項では委員の定数、第3項では委員の任期が定められています。

今年度は委嘱替えの年に当たります。委嘱年月日は、令和2年4月1日です。新たな任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。

* 議案書中「3.委嘱した者」にある一覧表の「氏名」、「所属等」を読み上げた後、

委員は、充て職により委嘱しています。10人の委員のうち、今回新規に委嘱をした方が7名です。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。安中市青少年センター運営協議会では、青少年の健全育成に関わる事業の推進やその基本方針等を話し合っています。

報告第8号 安中市青少年センター運営協議会委員の委嘱について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、報告第8号 安中市青少年センター運営協議会委員の委嘱につ

いて、承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第8号 安中市青少年センター運営協議会委員の委嘱については、承認されました。

続いて、報告第9号 安中市社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◆ 生涯学習課長

引き続きよろしくお願ひいたします。

* 「報告第9号」を読み上げた後、

委員の委嘱年月日は、令和2年4月1日です。先ほどと同じく、こちらの委員についても今年度が委嘱替えの年に当たります。新たな任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。

* 議案書中「3.委嘱した者」にある一覧表の「氏名」、「所属等」を読み上げた後、

17人の委員のうち、今回新規に委嘱をした方が7名です。

社会教育委員は、社会教育法第15条、安中市社会教育委員条例第2条では委嘱の基準等、同条例第3条では委員の定数、第4条では任期が定められています。

公民館運営審議会委員は、社会教育法第29条、第30条、安中市公民館条例第15条第2項では委嘱の基準等、第3項では委員の定数、第4項では任期が定められています。社会教育委員と公民館運営審議会委員の委嘱基準、定数、任期は同じであります。委嘱基準は、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する」となっています。委員の定数は20人以内で、任期は2年となっています。

社会教育委員の職務は、社会教育に関する諸計画を立案すること、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること、職務を行うために必要な研究調査を行うことのほか、公民館運営審議会委員を兼務することで、公民館の各種事業の企画、実施について調査審議し、地域の課題や住民のニーズを把握して社会教育事業に反映させる役割を担っています。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。生涯学習の推進に関わってくださっている団体の代表等に委員を委嘱させていただいております。

報告第9号 安中市社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等はありません。

◇ 竹内教育長

無いようですので、報告第9号 安中市社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について、承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第9号 安中市社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱については、承認されました。

続いて、報告第10号 安中市図書館協議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◆ 生涯学習課長

それでは説明いたします。

* 「報告第10号」を読み上げた後、

安中市図書館協議会委員は、図書館法第14条、安中市図書館条例第8条に基づき設置されています。昨年度が委員の委嘱替えの年でしたので、8名の委員を委嘱しているところですが、充て職により委嘱をしている関係で、今年度2名の委員に交代がありました。

この2名の委員の委嘱年月日は令和2年4月1日で、任期は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間で前委員の残任期間です。

* 議案書中「3.委嘱した者」にある一覧表の「氏名」、「所属」を読み上げた後、

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第10号 安中市図書館協議会委員の委嘱について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、報告第10号 安中市図書館協議会委員の委嘱について、承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第10号 安中市図書館協議会委員の委嘱については、承認されました。

続いて、議案第27号 安中市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

それでは説明いたします。

* 「議案第27号」を読み上げた後、

安中市奨学資金貸与の実務を行う際、本市から他の市町村に転出したときは、本市に住所を有した月までの月額分を支給しています。この事務処理の仕方が、これまでには内規的に運用をされていましたが、これは制度利用者にも明確にしておく必要がある内容であり、この規則において明記したいと考えております。

資料の最後のページにこのたびの規則改正に関する新旧対照表がありますのでご覧ください。ただいま説明した改正理由に沿って、現行規則第3条の第2項として記載の内容を加えたいと思います。

なお、この議案に関して庁内における法規審査は完了しております。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。利用者に対してより制度がわかりやくなるよう規則の一部を改正するという事です。

議案第27号 安中市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第27号 安中市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第27号 安中市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第28号 安中市指定重要文化財の指定解除について、事務局より説明をお願いします。

◇ 文化財保護課長

文化財保護課長の齊藤です。よろしくお願ひいたします。

* 「議案第28号」を読み上げた後、

この文化財の所有者がご逝去され、その相続人の方は県外にお住まいです。この文化財も相続をされ、ご自分の手元に置いておきたいということでした。安中市文化財保護条例第5条では、指定重要文化財が、市内に所在しなくなった場合、その指定を解除することができる、と規定されています。

会議資料にあるとおり、故人の奥様から文化財指定解除申請書が提出されました。文化財保護課としては、貴重な文化財ですから安中市にとどめたいということで寄託、寄贈等のお願いもしましたが、相続した文化財は相続人がご自分の手元に置いておきたいということでした。安中市文化財調査委員会からも文化財の指定解除はやむをえないという答申がありましたので、議案として提案をさせていただくものです。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第28号 安中市指定重要文化財の指定解除について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第28号 安中市指定重要文化財の指定解除について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第28号 安中市指定重要文化財の指定解除については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議件は終了です。

次に、日程第6「その他」です。

事務局からお願いします。

* 教育部長が、次の報告、説明を行った。

・ 令和2年第2回安中市議会定例会について

・ 新型コロナウイルスに係る社会教育・体育施設等のあり方について

* 学校教育課長が、令和2年度第1回安中市立小中学校適正規模及び配置に関する審議会の会議経過について、説明を行った。

* 文化財保護課長が、次の説明を行った。

・ 国指定重要文化財旧碓氷峠鉄道施設第17隧道の落書きに関する新聞報道等について

・ 「こうめちゃん×アマビエ缶バッジ」について

・ 企画展の図録について

◇ 竹内教育長

それでは、以上で、令和2年安中市教育委員会6月期定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。

- * 総務課長が、次回会議の周知を行った。
- ◆ 令和2年7月期定例会
 - ・ 日時 7月29日(水) 午後2時から
 - ・ 場所 松井田庁舎2階 第4会議室